平成２５年（フ）第３５０７号
大阪府守口市金田町３丁目19番５号
債務者　今江　佳之
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第１１３２号
名古屋市名東区猪子石１丁目2819番地　らぶりぃ山の手105号、住民票上の住所名古屋市名東区山の手３丁目1302番地
破産者　松窪　秀司
1　主文　当裁判所が平成25年７月２日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「名古屋市名東区猪子石１丁目2819―２　らぶりぃ山の手105号室、住民票上の住所名古屋市名東区山の手３丁目1302番地」とあるのを「名古屋市名東区猪子石１丁目2819番地　らぶりぃ山の手105号、住民票上の住所名古屋市名東区山の手３丁目1302番地」と更正する。
2　決定年月日　平成25年８月１日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第９４４号
札幌市西区八軒５条東３丁目２番17号　センチュリー八軒106号
破産者　小野　昭人
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２７４号
さいたま市緑区東浦和９丁目16番地13　サニーサイド302、開始決定時の住所さいたま市緑区大字三室1359番地10
破産者　岡田　　勝
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３５号
新潟県妙高市大字大沢新田84番地
破産者　飯吉　和彦
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２１１号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4106番地49　ダイアパレス志賀高原514、破産手続開始決定時の住所長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148番地　蓮池ホテル
破産者　佐藤　喜市
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５３号
長野県上高井郡高山村大字高井935番地
破産者　小林　敬子
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３６号
広島県東広島市西条町土与丸406番地24　平世アパート102号
破産者　崎内　裕之（旧姓矢壺）
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８号
徳島県海部郡美波町奥河内字寺前125番地18
破産者　西口　堅司
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１５６７０号
東京都江戸川区篠崎町１丁目103―１―101
破産者　澤田　　朔
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６８６号
東京都大田区矢口２丁目21―16―826
破産者　溝道　和夫
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８４３号
千葉県船橋市習志野４丁目14番２号
破産者　千葉精密株式会社
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８４４号
東京都品川区西五反田２丁目12番15―206号
破産者　株式会社エサシ
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０９１号
東京都中央区八重洲１丁目５番５号
破産者　有限会社ワイドエンタープライズ
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５２２号
東京都豊島区千川２丁目23番３号
破産者　株式会社ダイワ
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６１９号
愛知県春日井市白山町７―１―９、住民票上の住所愛知県春日井市白山町６丁目８―６
破産者　大宮　茂人
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７１０号
千葉県柏市中原２丁目11―19、開始決定時の住所千葉県柏市中原１丁目１―６
破産者　高木　秀樹
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部